

令和8年度 三重労働局行政運営方針



冬：香良洲海岸



春：藤原岳



夏：七里御浜



秋：偕楽公園



厚生労働省三重労働局
労働基準監督署・ハローワーク

三重労働局行政運営の基本方針

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援など、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい職場環境整備に取り組むとともに、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）や非正規雇用労働者の処遇改善に取り組みます。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援・・・1

第2 人手不足対策

少子高齢化の進行や県外への流出者の増加等により三重県内の生産年齢人口が減少しており、多くの業種において人材確保が困難な状況が継続しています。特に中小企業においては人手不足感が深刻化しているため、重点的なマッチング支援や求人の質的確保及び充足支援に取り組みます。

- 1 人材不足対策・・ 2

第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化

職場における学び・学び直しの支援策の周知・活用を図りながら労使のニーズに応じた取組を進めるほか、それぞれの意欲と能力に応じて活躍するために円滑な労働移動を可能とする環境整備に取り組みます。

- 1 リ・スキリングによる能力向上支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 労働移動の円滑化・・ 4

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

女性、非正規雇用労働者、若年者、障害者、高齢者など、すべての方が活躍できるように求職者の相談支援や企業の人材確保の支援に取り組むほか、長時間労働の抑制、労働条件の確保など、誰もが安心して働くことができる良好な職場環境の整備に取り組みます。

- 1 多様な人材の活躍促進・・ 5
- 2 女性活躍推進に向けた取組促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 総合的なハラスメント防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた職場環境等・・・・・・・・ 8
- 5 安全で健康に働くことができる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 フリーランス等の就業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第1

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援 非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行います。

加えて、厚生労働省が委託する「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口の活用を促し、関係省庁が行う支援や地方自治体による支援等幅広い支援策の周知や情報提供を実施します。

また、労働局及び監督署においても、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」及び中小受託取引適正化法（取適法）の周知、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行うとともに、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

(2) 地方版政労使会議の開催

地方版政労使会議では、県内における賃金改善の動きを一過性なものとし、継続・定着させていくために、地域における賃金引上げに向けた取組状況や課題及び課題解消のための方策等について政労使の代表者や地方公共団体と認識を共有し、意見交換を行うことにより、機運の醸成を図ります。

(3) 最低賃金制度の適切な運営

三重地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、最低賃金が改定された際には、賃金額の周知を行い、履行確保を図ります。

三重県最低賃金

時間額 **1,087** 円（発効日 令和7年11月21日）

三重県特定（産業別）最低賃金

（発効日 令和7年12月21日）

電線・ケーブル製造業 時間額 **1,097** 円

輸送用機械器具製造業 時間額 **1,111** 円



チェックマン

(4) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業より情報提供を受けることにより、労働局において効率的に報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めます。

また、監督署における集団指導等の場において、不合理な待遇差の解消に向けた取組を要請するとともに、基本給・賞与に係る正社員との待遇差の理由の説明が不十分な企業に対して点検要請を行い、併せて、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促します。

加えて、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」等が改正された場合には、その円滑な施行・適用に向けて、周知啓発に取り組みます。

(5) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりなどに取り組んだ事業主を支援するキャリアアップ助成金の周知、活用勧奨等を行います。

1 人手不足対策

(1) 人材不足分野における重点的な人材確保支援

① 医療・福祉分野における求人充足支援の強化

令和8年度は、「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」として、医療・介護・保育分野の事業所訪問などアウトリーチによる求人充足支援に重点的に取り組みます。

加えて、ナースセンター、福祉人材センター等の地域の関連団体とも連携して、求人充足支援を実施します。

② その他の人材不足分野におけるマッチング支援

建設・運輸・警備分野などにおいても、人材不足は深刻な課題であり、労働局単位の協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携を深めます。

また、ハローワーク津の「人材確保対策コーナー」を中心に人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図ります。

<求人者の方へ>
下記各6分野事業主の方の採用活動をお手伝いします！
人材確保対策コーナー をご利用ください！

介護	・介護士 ・ケアマネジャー ・生活相談員 ・社会福祉士 など	医療	・看護師・准看護師 ・保健師・助産師 など
保育	・保育士 ・保育補助 など	建設	・建築・土木施工管理者 ・建築・土木作業員 ・電気工事士 ・測量技術者 など
警備	・施設警備 ・道路交通警備 ・雑務警備 など	運輸	・貨物自動車運転手 ・タクシー運転手 ・バス運転手 ・自動車送迎・配達 など

人材確保対策コーナー求人支援メニューのご案内
ぜひ、人材確保対策コーナーへご相談ください！

その1 求人票見直し・作成支援
より魅力的な求人票の作成支援や求人票PR方法に関する相談支援を行います！

その2 求職者リクエスト
求人条件に合致する求職者に対して、求人票を情報提供しPRします！

その3 企業説明会・就職相談会の開催（複数・個別）
各事業所と各求職者との個別相談の機会を作り、マッチングの機会を作ります！

その4 職場見学会の開催
職場見学会を開催し、実際の職場の雰囲気や職務内容について知ってもらう機会を作ります！

その5 画像情報による事業所PR
ハローワークインターネットサービスを活用し、画像付きで求職者へPRします！

ハローワーク津 専門援助窓口 人材確保対策コーナー
電話番号059-228-9161 部門コード318

(2) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、あらゆる機会を通じて窓口の周知に努めます。雇用仲介事業については、お祝い金・転職勧奨禁止について令和7年1月から職業紹介の許可条件に追加し、令和7年4月から募集情報提供事業者については労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供を原則禁止としたところであり、引き続き、指導・啓発に取り組みます。令和7年4月から職種毎の平均手数料率の実績を「人材サービス総合サイト」において公開するよう義務化し、事業の見える化を図っていることから、適切に履行されるよう取り組みます。

(3) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

第3

リ・スキリング、労働移動の円滑化

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付制度」について、令和6年10月から給付率が引き上げられたことを踏まえ、制度拡充を含めた周知を様々な機会を捉えて行います。

また、改正雇用保険法等により令和7年10月に創設された、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する「リ・スキリング等教育訓練支援融資」について引き続き周知を行ってまいります。

(2) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

労働者の主体的なキャリア形成及びリ・スキリングを促進するため、ハローワークの職業相談窓口や訓練窓口において支援が必要な方を「キャリア形成・リスキリング支援センター」及び県内ハローワークに設置している「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」に誘導し、キャリアコンサルタントによるジョブ・カードの活用等を通じた相談支援を行います。

(3) 求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない方やスキルアップを目指す非正規雇用労働者等の安定した職業への再就職や転職を促進するため、就職に必要な技能・知識を習得できる求職者支援制度を積極的に周知・広報し、制度の活用を推進します。また、本人の希望、職業能力や実務経験などを考慮し、訓練受講による就職可能性等を踏まえた適切な訓練の受講勧奨が行えるよう、職員の知識向上に努め、就職支援を積極的に推進します。

(4) ハロートレーニング（公的職業訓練）によるデジタル系をはじめとした人材育成の推進

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づくデジタル人材育成に向け、引き続きデジタル系職業訓練コースの充実を図り、積極的な誘導を進めるとともに本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行い、丁寧な個別支援により就職に結びつけます。

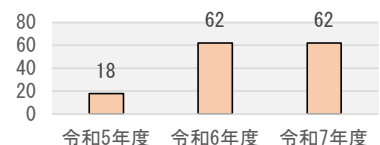
また、人材ニーズが顕著である介護やその他分野においても職業訓練を活用した人材育成を推進し、人材確保に繋がります。

(5) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」について、引き続き周知を行い、特にデジタル分野における訓練の活用を促します。

また、中高年齢者のための訓練助成が設定される「人材育成支援コース」、長期教育訓練休暇制度の導入に関する助成メニューの見直しが行われる「人への投資促進コース」についても周知を行い、企業内での人材育成を推進します。

事業展開等リスキリング支援コースの
支給決定件数推移
(令和4年12月施行)
(令和7年度は12月分まで)



2 労働移動の円滑化

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の推進

成長分野等への円滑な労働移動を実現するためには、「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要です。このため、「職業情報提供サイト（job tag）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagの積極的な周知を行います。また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及びこれを踏まえた「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」の利活用等について、周知に取り組みます。



(2) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、就職活動に向けたセミナーを開催するとともに、応募書類の作成支援、面接トレーニングなど求職者の個々の課題に応じた支援を強化し、求職者サービスの充実に取り組みます。

来所が困難な方を対象として、Web会議サービスを活用して実施している雇用保険のオンライン失業認定についても、行政サービスの向上の観点からハローワークにおいて適切な運用を進めます。

ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタントの資格取得に関する研修等やキャリアコンサルタントの資格取得を促進します。

多くの求職者に対して、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS等を活用し、周知・広報に取り組みます。

(3) 地域雇用の課題への対応

地方公共団体と締結している「雇用対策協定」に基づく事業を推進し、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行います。

都市部から三重県への移住を伴う地域を越えた再就職を希望する求職者に対しては、移住希望者の個々のニーズに応じた就職支援を行います。

また、志摩市が、令和7年10月より、地域の特色を生かして新たな雇用を創出する「地域雇用活性化推進事業」の対象地域に採択されたことを踏まえ、管轄するハローワーク伊勢と連携しながら、当該事業を推進する志摩市雇用創造協議会に対して事業進捗に係る助言を行うなど、必要な支援に取り組みます。

第4

多様な人材の活躍促進と 職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の活躍促進

70歳までの継続雇用制度導入等の就業確保措置未実施企業に対し、積極的な取組を依頼するなど、あらゆる機会を捉えて啓発指導を行います。

県内7ヶ所のハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」において、年金等の社会保障制度等を踏まえた職業生活の再設計に係るきめ細やかな支援、求人開拓およびジョブ産雇（（公財）産業雇用安定センター）との連携により事業主や高齢求職者に対するマッチング支援を強化します。

また、ハローワーク四日市に高齢者を主な支援対象者とする課題解決・マッチング強化のためのコーナーを新設し、高齢者求職者へのきめ細やかな就職支援をさらに効果的に行う方法を検討します。

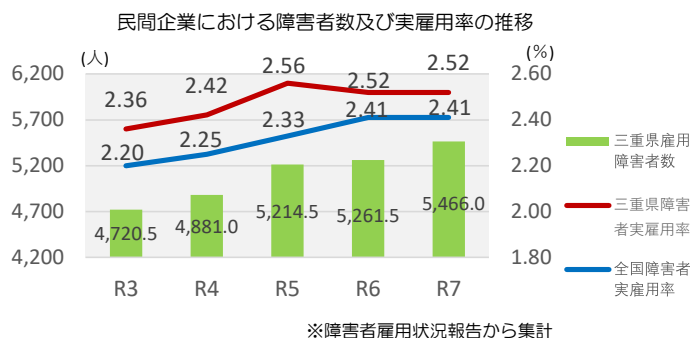
地域のシルバー人材センターと連携し、高齢求職者に多様な就業機会を提供します。

(2) 障害者の就労促進

三重県と策定している「障がい者雇用推進のための取組指針2026」に基づき、障害者がいきいきと活躍できるように、関係機関と連携した就職・定着支援を行います。

①ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

令和8年7月には法定雇用率の2.7%への更なる引上げが行われます。雇用義務が生じる企業への周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施して障害者の雇入れを一層促進します。



②精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。また、障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、障害者の職業訓練の周知に努めるとともに、訓練実施機関や障害者就業・生活支援センター等の支援機関とも連携しながら、受講勧奨、就職支援等を実施します。

③「もにす認定」の取得促進

障害者雇用に関する優良な取り組みを行っている中小企業主への認定制度（もにす認定）を積極的に周知し、優れた取組を紹介するとともに取得の促進に努めます。

あなたの会社も！

もにす認定を受けて、障害者雇用の
ロールモデルになりませんか？



(3) 外国人求職者等への就職支援等

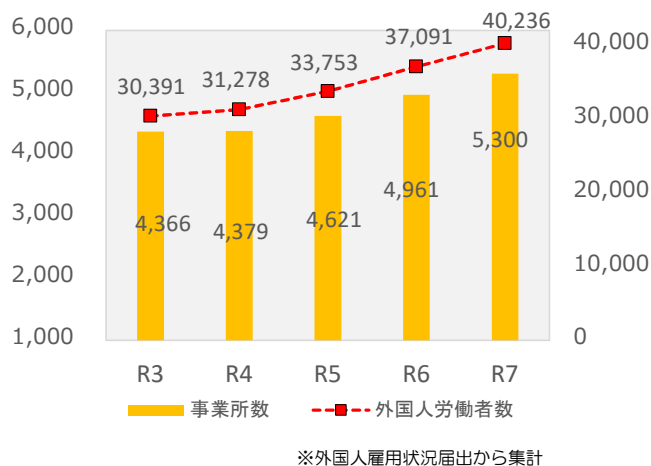
① 外国人留学生等に対する就職

外国人留学生に対しては、みえ新卒応援ハローワーク及びハローワーク四日市に設置されている外国人留学生コーナーにおいて、専門相談員による職業相談、応募書類添削、大学のキャリアセンターと連携した早期就職の実現セミナー等を実施します。事業主に対しては、外国人留学生雇用管理アドバイザーによる雇用管理の改善等の支援を実施します。

② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人雇用管理改善に向け、事業主に対し、外国人雇用管理アドバイザーによる専門的な相談・指導等の充実を図り、外国人雇用状況届出制度の周知・啓発及び、届出の履行を推進し、届出情報の適正な管理を行います。

外国人雇用事業所数と外国人労働者数の推移



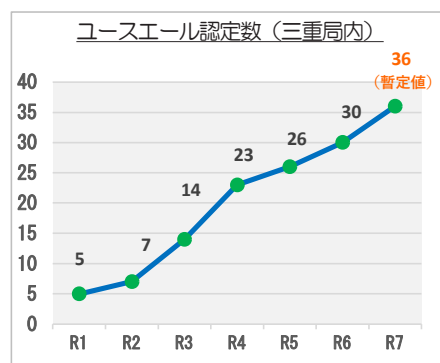
(4) 多様な課題を抱える新規学卒者、若年者、中高年層への支援

① 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著になっている中、多様な課題を抱える新規学卒者等に対し、みえ新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細やかな就職支援、就職後の定着支援等を実施します。

② ユースエール認定の積極的な周知

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業への認定制度（ユースエール認定）を積極的に周知し、取得の促進に努めることで、求職中の若年者とのマッチング向上を図ります。



③ 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

就職氷河期世代を含む中高年層の方々の活躍の場を広げられるよう、ハローワークに専門窓口を設置し、それぞれの専門担当者がチームを結成の上、就職から職場定着まで一貫した支援を実施します。

④ 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

四日市市・津市・伊勢市・伊賀市に設置している「地域若者サポートステーション」（サポステ）では、15歳から49歳までの若年無業者等を対象に、ハローワークと連携した支援を実施します。

(5) 雇用保険制度の適正な運営

雇用保険について、雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度を取り巻く諸情勢に的確に対応し雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務では雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、適用業務ではオンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行います。

特に、求職者及び事業主における雇用保険手続きの更なる利便性の向上のため、令和7年1月から全所で実施しているオンライン失業認定及びマイナポータルを通じた離職者への離職票の直接交付について普及に向けた周知広報に取り組みます。

2 女性活躍推進に向けた取組促進等

(1) 男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍推進に向けた取組及び女性の健康管理上の特性に係る取組の推進等

① 改正女性活躍推進法等の周知及び履行確保について

雇用の場における男女均等な取扱いの確保のため、性別を理由とした差別的取扱いの禁止が徹底されるよう、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図るとともに、ポジティブ・アクションへの取組を勧奨します。

また、改正女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が令和8年4月1日より義務付けられたことから、改正内容について周知するとともに、情報公表における「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用を勧奨します。

加えて、改正された事業主行動計画策定指針に基づき、男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表にあたっては、指標の数値の公表にとどまるのではなく、その要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組むことが重要であることについて併せて周知を行います。また、女性が健康で能力を発揮できる職場環境整備を進めるため、事業主に職場における女性の健康上の特性に係る取組を促します。

② えるぼし認定制度の周知及び取得勧奨について

女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合、「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定、また、新設された「えるぼしプラス」認定を受けることができます。認定の取得は、企業にとって魅力向上や人材確保・定着などにつながることから、事業場訪問時等のあるゆる機会を活用して、積極的に取得勧奨を行います。



(2) マザーズコーナーによる子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の方を対象としたマザーズコーナー（四日市、伊勢、津ハローワーク及びハローワークプラザ名張に設置）において、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、子育て支援センターや地方公共団体などと連携したアウトリーチ型支援を強化します。

また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及びオンライン職業相談を推進します。



3 総合的なハラスメント防止対策の推進

(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施することにより、法の履行確保を図ります。

また、事業主において、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用を促進します。

あわせて、労働者からの職場におけるハラスメントに係る相談へ適切に対応し、労使の紛争が生じている場合は紛争解決の援助制度等により解決を図り、法違反が疑われる場合には事業主に対して報告徴収等を実施し、法違反を把握した場合は是正指導等を行います。

(2) カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の推進

令和7年6月に改正労働施策総合推進法等が成立し、事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が令和8年10月1日から義務付けられることから、改正内容について事業主に周知するとともに、施行後は、カスタマーハラスメント防止指針や求職者等に対するセクシュアルハラスメント指針等に基づき、着実な履行確保を図ります。

4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備等

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保、環境整備支援

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置や、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の個別周知・意向確認等、改正育児・介護休業法に基づき事業主が講ずるべき措置について、周知を行い、着実な履行確保を図ります。

また、産後パパ育休やパパ・ママ育休プラスなど、男性の育児に資する制度について周知を行い、制度の活用につなげます。

さらに、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

あわせて、男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組を支援する「両立支援等助成金」の活用を推進します。

② 出生後休業給付及び育児時短就業給付の活用

両親ともに働き育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、令和7年4月に創設された、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する「育児時短就業給付」について、引き続き周知を行うとともに、円滑な支給に努めます。

③ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に対し、一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定が義務付けられていること等について、周知を行い、着実な履行確保を図ります。

あわせて、令和7年4月から「くるみん」、「プラチナくるみん」及び「トライくるみん」の認定基準が引き上げられたこと等を踏まえ、認定基準について引き続き周知を行うとともに、認定の取得は、企業にとって魅力向上や人材確保・定着などにつながることから、事業場訪問時等のあらゆる機会を活用して、積極的な取得勧奨に取り組みます。

くるみん認定マーク



(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備等

短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度や、テレワークの導入・定着促進、勤務間インターバル制度導入促進のための支援に取り組みます。

また、年次有給休暇の時季指定義務の周知や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入を促進します。

あわせて、例年10月の「年次有給休暇取得促進期間」、年次有給休暇を取得しやすい時季（夏期、年末年始、ゴールデンウィーク）に集中的な広報を行います。

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

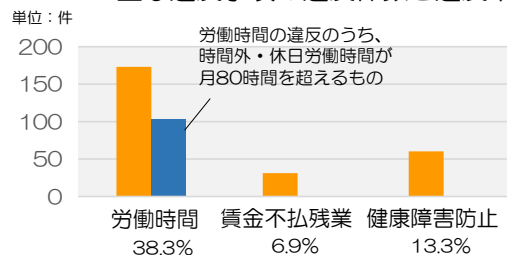
(1) 長時間労働の抑制

① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を、引き続き、実施します。

また、過労死等の防止のための対策については、過労死等防止啓発月間（11月）を中心に過労死等防止対策推進法等に基づき、重点的に周知・啓発に取り組むとともに、民間団体の活動に対する支援等を効果的に実施します。

主な違反事項の違反件数と違反率



※令和6年度において、長時間労働が疑われる事業場（452事業場）に対して実施した監督指導結果から集計

② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

全ての監督署に編成している「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等きめ細やかな相談・支援等を、引き続き、実施します。

③ 建設業、自動車運転者及び医師の労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用の遵守には、取引関係者、国民全体の理解を得ていくことが重要であり、上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」等を通じて、引き続き、必要な周知を行います。

トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての労働局・監督署のメンバーにより構成している「荷主特別対策チーム」による要請等を行うとともに、トラック運転者の労働条件を改善し、トラック運転者不足の解消を図るため、適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行います。



医師については、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療労務管理支援事業における医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応・助言を、引き続き、行います。

④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

働き方改革に伴う中小受託事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的に周知啓発を行います。

中小受託事業者等の労働基準関係法令違反の背景に、中小受託取引適正化法等の違反が疑われる場合には、関係省庁に確実に通報します。

(2) 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立を始めとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、各種情報に基づき、法違反が疑われる事業場に対して、必要に応じて監督指導を実施し、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

技能実習生、自動車運転者、障害者である労働者等については、関係機関との情報共有や相互通報を確実にを行うとともに、法違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施します。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和5年度からスタートした第14次労働災害防止計画の目標（2023年からの5年間における労働災害による死亡者71人以下、2027年における休業4日以上死傷者数を2,316人以下）を達成するため、事業者、労働者、労働局、災害防止団体等の関係者が一体となって、以下の①から⑦の労働災害防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進します。

加えて、三重労働局独自の運動である「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を展開し、標語「あせるな いそぐな おこたるな」により「安全衛生行動」の実施について啓発等を行うとともに、死亡災害ゼロ・死傷者数2,000人未満の達成を目指します。

死亡災害の撲滅、死傷者数2,000人未満を目指して

令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動
【実施期間：令和8年1月1日～12月31日】

推進運動標語

あせるな いそぐな おこたるな

【最重要目標】

- ◆「転倒」前年比 5%減少
- ◆「動作の反動・無理な動作」前年比 5%減少
- ◆「はさまれ・巻き込まれ」前年比 5%減少
- ◆「切れ・こすれ」前年比 5%減少

労働災害防止のための基本ルールを守り、「安全衛生行動」を確実に実行しましょう。

～重点災害～

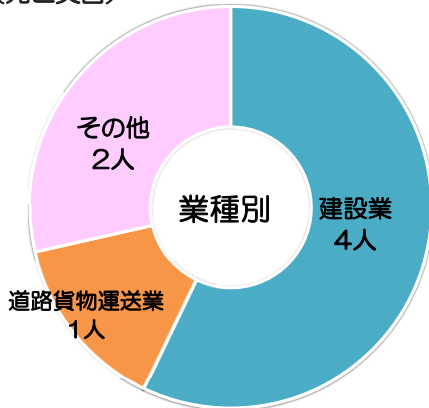
- 行動災害（転倒、動作の反動・無理な動作）
- 機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- 墜落・転落災害
- 高年齢労働者の労働災害

～重点業種～

- 製造業
- 建設業
- 道路貨物運送業
- 小売業
- 社会福祉施設

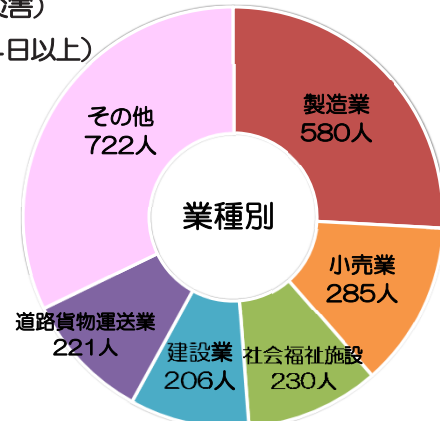
令和7年 業種別・事故の型別労働災害発生状況（R8.1月末現在 速報値）

(死亡災害)

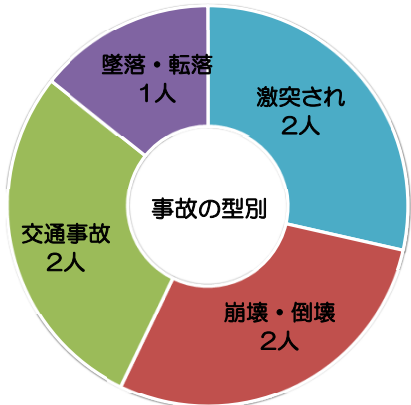


(死傷災害)

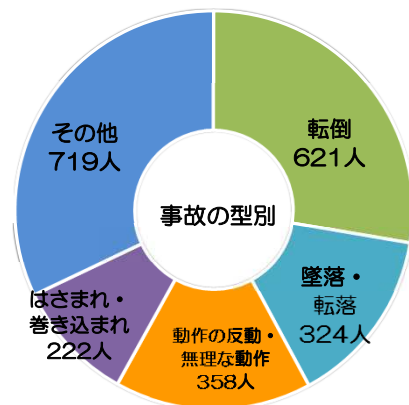
(休業4日以上)



事故の型別



事故の型別



① 業種別・災害種別の労働災害防止対策の推進

第14次労働災害防止計画期間中における休業4日以上死傷者数について、業種別では「製造業」、「建設業」、「道路貨物運送業」、「小売業」、「社会福祉施設」の発生が多いことから、「令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」において、これらの業種を重点業種として、事業者への指導・援助を行っていくとともに、重点災害として行動災害、機械災害、墜落・転落災害等を設定し、これらの災害防止対策を実施するよう啓発していきます。

② 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

令和7年5月14日に「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が公布され、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質等による健康障害防止対策の推進、機械等による労働災害防止の促進、高齢労働者の労働災害防止等の改正について、順次施行されていることから、その定着を図るため、周知及び指導を行います。

また、改正労働施策総合推進法により努力義務となった治療と就業の両立支援のため、指針の内容についての周知啓発や、事業主等に対する指導・援助等に取り組みます。

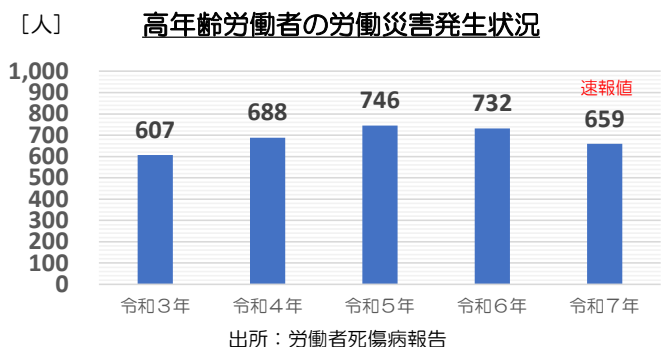


③ 高齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

令和8年4月1日から高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを踏まえ、当該措置に関する指針に基づく指導を行うとともに、中小企業による高齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金の活用についても周知を行います。

また、小売業や社会福祉施設を中心に発生が多い「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理

な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）を前年度から5%減少させることを最重点目標として、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図ります。



④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第22条の規定に基づく健康障害防止措置及び安衛法第20条、第21条及び第25条に基づく立ち入り禁止や退避等の措置について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが定められていることから、引き続き事業場に対して周知・指導を行います。

また、令和8年4月1日から（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されること、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされることから、事業場に対して、周知を行うとともに、指導の徹底を図ります。

⑤ 労働者の健康確保対策の推進

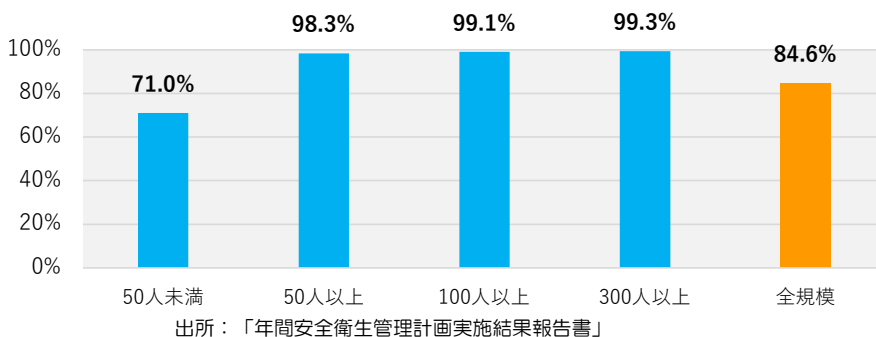
三重県内において、労働者50人以上の事業場では、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合が、98%を超えている中、労働者50人未満の事業場では71%にとどまっています。小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進がより重要となっていることから、地域産業保健センターと連携を図り、小規模事業場におけるストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策の重要性を啓発する等の対策を実施していきます。

また、公布（令和7年5月14日）後3年以内に施行される労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務化については、その円滑な施行に向けて十分な周知に取り組みます。

さらに、労働者及び労災保険特別加入者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談対応等を行う働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」について周知を行います。

産業保健総合支援センター事業の利用促進を行い、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援します。

メンタルヘルス対策の取組状況（令和7年度）



⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

令和6年4月から全面施行されている化学物質の自律的管理に係る労働安全衛生関係法令の円滑な実施のため、引き続き丁寧な指導を行ってまいります。

今後、公布（令和7年5月14日）後5年以内に化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）義務違反に対する罰則が新たに設けられること、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されること、令和8年10月1日から危険有害な化学物質を取り扱う作業場における労働者の個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、有資格者が作業環境測定基準に従って行うことが義務化されることなどについて、化学物質管理強調月間（2月）を中心に、各労働基準監督署による説明会の実施等により広く周知を行います。

また、建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則等に基づき、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による事前調査の徹底を図ります。

さらに、国土交通省及び三重県とも連携の上、事業者に対し石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置を徹底させるとともに、リフォーム等も含む解体等工事の発注者に対しても制度の周知を行います。

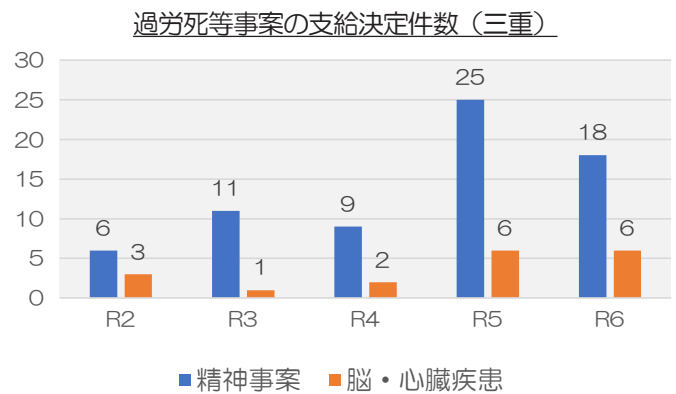
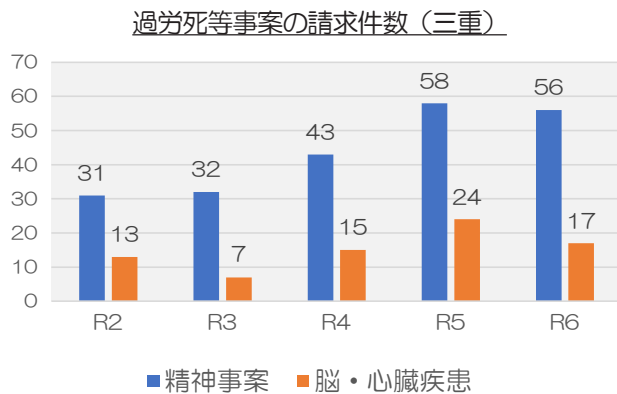
⑦ 熱中症予防対策の推進

熱中症については、重篤化を防止するための体制整備・手順作成等を義務付ける省令改正が令和7年6月1日から施行されていることから、その内容について周知・指導の徹底を図ります。

また、STOP！熱中症 クールワークキャンペーン期間（5月～9月）を中心に、熱中症予防のために把握することが有効な「暑さ指数」の周知、先進的な取組の紹介、労働者等向けの教育ツールの提供、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行います。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

過労死事案を始めとする労災保険給付の請求について、迅速・適正な事務処理を行います。
また、相談者や請求人に対する労災保険給付制度の丁寧な説明や、請求人への処理状況の連絡等を確実に実施します。



※支給決定件数は、当該年度内に支給決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含みます。

※資料出所：厚生労働省発表資料「過労死等の労災補償状況」

6 フリーランス等の就業環境の整備

フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

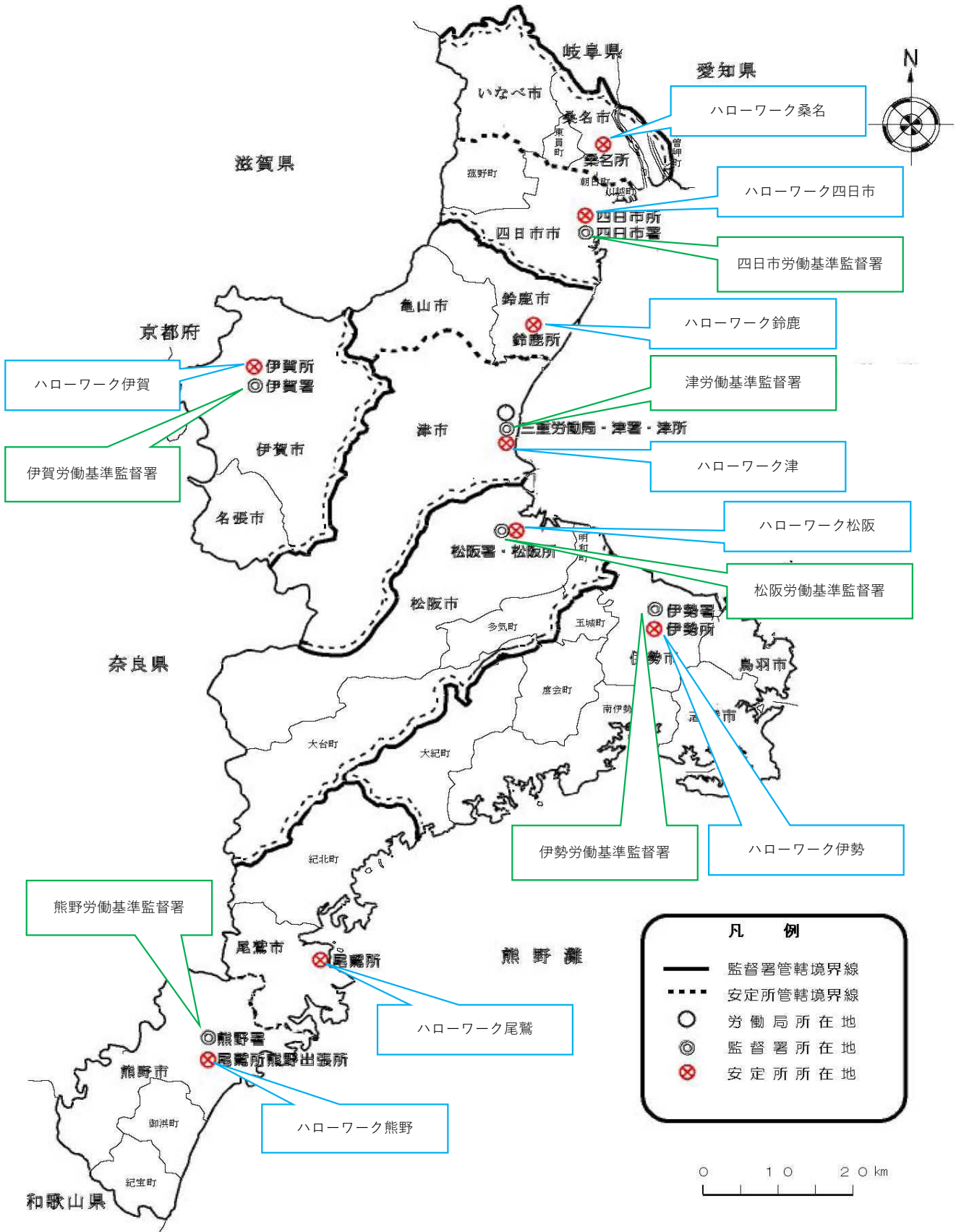
フリーランスから本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合は、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスから発注事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

さらに、監督署に設置されている「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、労働者性を適切に判断し、事業主に対して必要な指導を行います。

また、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収部門への情報提供を徹底します。

管内略図



三重労働局の組織と業務内容



厚生労働省

三重労働局

労働基準監督署

公共職業安定所
(ハローワーク)

三重労働局

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎

総務部

総務課
☎059-226-2105

労働局全体の庶務・会計事務、情報公開の取次ぎや庁舎管理、国有財産の管理等

労働保険徴収室
☎059-226-2100

労働保険成立や保険料の決定・徴収に関する業務

雇用環境・均等室

(企画) ☎059-261-2978
(指導) ☎059-226-2318・
059-226-2110

労働局内の総合的な調整、働き方改革と女性の活躍の推進、男女の均等な機会及び待遇確保、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の雇用管理改善、総合労働相談、各種助成金に関する業務等

労働基準部

監督課
☎059-226-2106

労働条件の確保・改善、事業場への監督指導の業務

賃金室
☎059-226-2108

最低賃金、家内労働に関する業務等

健康安全課
☎059-226-2107

労働災害の防止指導や特定機械の検査、免許証の交付業務等

労災補償課
☎059-226-2109

労災保険の給付、被災労働者の社会復帰促進の業務等

職業安定部

職業安定課
☎059-226-2305

職業紹介・職業指導、雇用保険事業に関する業務

職業対策課
☎059-226-2306

高齢者や障害者等の雇用対策、各種助成金に関する業務等

訓練課
☎059-261-2941

求職者支援制度、職業訓練全般、若年者雇用対策、生活保護受給者等の就労支援業務等

需給調整事業室
☎059-226-2165

労働者派遣や民間職業紹介に関する業務等

三重労働局総合労働相談コーナーの所在地



三重労働局 雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327-2
津第二地方合同庁舎2F ☎ 059-226-2110

労働基準監督署・相談コーナーの所在地



四日市労働基準監督署

〒510-0064
四日市市新正2-5-23
方面(監督) 059-342-0340
労災課 059-351-1661
安全衛生課 059-342-0341
総合労働相談コーナー 059-351-1662

松阪労働基準監督署

〒515-0011 松阪市高町493-6
松阪合同庁舎3F
☎ 0598-51-0015

津労働基準監督署

〒514-0002 津市島崎町327-2
津第二地方合同庁舎1F
方面(監督) 059-227-1282
労災課 059-227-1286
安全衛生課 059-227-1284
総合労働相談コーナー 059-291-6788

伊勢労働基準監督署

〒516-0008
伊勢市船江1-12-16
☎ 0596-28-2164

伊賀労働基準監督署

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3
伊賀上野地方合同庁舎1F・3F
監督・安衛課 0595-21-0802
労災課 0595-21-0803

熊野労働基準監督署

〒519-4324
熊野市井戸町672-3
☎ 0597-85-2277

※ 各労働基準監督署内には総合労働相談コーナーが設置されています。

ハローワーク・関連施設の所在地



ハローワーク桑名

〒511-0078
桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1F
☎ 0594-22-5141
【コールセンター対応】

ハローワーク四日市

〒510-0093
四日市市本町3-95
☎ 059-353-5566
【コールセンター対応】

ハローワーク鈴鹿

〒513-8609
鈴鹿市神戸9-13-3
☎ 059-382-8609
【コールセンター対応】

ハローワーク津

〒514-8521
津市島崎町327-1
☎ 059-228-9161
【コールセンター対応】

ハローワーク松阪

〒515-8509
松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1F
☎ 0598-51-0860
【コールセンター対応】

ハローワーク伊勢

〒516-0072
伊勢市宮後1-1-35 MiraiSE 8階
☎ 0596-27-8609
【コールセンター対応】

ハローワーク伊賀

〒518-0823
伊賀市四十九町3074-2
☎ 0595-21-3221

ハローワーク尾鷲

〒519-3612
尾鷲市林町2-35
☎ 0597-22-0327

ハローワーク熊野

〒519-4324
熊野市井戸町赤坂739-3
☎ 0597-89-5351

名称	所在地	電話番号
みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3F	059-229-9591
志摩市ふるさとハローワーク	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-46-0986
ハローワークプラザ名張	〒518-0718 名張市丸之内79 名張市総合福祉センターふれあい1F	0595-63-0900